

◆岩手県矢巾町の中学生いじめ自殺事案について

【概要】

平成27年7月5日（日）午後7時半ごろ岩手県矢巾町の中学2年生の男子生徒がいじめを苦ししたと思われる理由で列車に飛び込み亡くなった。

報道等の情報によると、生徒の「生活記録ノート」には、別の生徒からの暴力や嫌がらせによる心痛について繰り返し訴えていたり、自殺を示唆する記述があったが、担任のみが対応し、校内で情報が共有されておらず、生徒のSOSを学校として把握し対応することができなかつたことが明るみになった。

また、生徒は、アンケートにいじめを受けている旨を記載していたが、担任は人間関係上のトラブルと捉え、しかも、そのトラブルは解決したと判断し、いじめと認知した対応がなされなかつた。

【課題点】

第三者委員会の検証結果を待たなければならないが…

○学校が平成26年度に策定した「いじめ防止基本方針」には、いじめの疑いには教職員全体で解決に当たると示していたが、生徒がノートなどで訴えていた内容は教職員間で共有できていなかった。

○いじめ防止対策推進法の趣旨、目的及び報告義務をはじめとする教職員の義務等に関し、現場の教職員に対する周知徹底が行われていなかったとことが考えられ、いじめ問題に対する学校の危機意識が欠如していた。

○同級生の中には、亡くなった生徒がたびたび殴られている場面を目撃していたり、複数の保護者も事実をわが子を通じて聞いていたにもかかわらず、周りの者から、いじめを止める具体的な行動につながっていかなかった。

◆事案後の高知県の学校に対する取組(概要)

7月5日	<事案の発生>
7月10日	①いじめを許さない、見逃さない学校づくりや危機管理体制を再点検するよう通知 ----- ②いじめの「抱え込み」の有無についての緊急調査を実施
7月23日	③学校におけるいじめ防止対策組織の構成員に関する調査を実施
7月31日	④生徒指導資料「いじめに備える」を配付し活用を依頼
8月7～14日	⑤いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応等について通知し点検を依頼
8月19日	⑥「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の一部見直しを依頼

◆事案後の高知県の学校に対する取組(詳細)

①いじめを許さない、見逃さない学校づくりや危機管理体制の再点検の通知

【通知項目(主なもの)】

- ・全教職員が児童生徒の立場に立って、いじめを見逃さず、早期に対応するように努めているか。
- ・特に支援が必要な児童生徒については、日常的に多くの教職員で見守っているか。
- ・保健室等で得られたいじめの認知につながる可能性のある情報が、校内支援委員会等で情報共有されているか。
- ・児童生徒の悩みや不安を把握するための定期的な面談や、いじめに関するアンケートを実施し、気になる子どもには速やかに面談等のアプローチを行っているか。

②いじめの「抱え込み」の有無についての緊急調査

【調査項目】

- ・各学校において担任等がいじめに関する情報を抱え込んでいないか。
- ・毎年実施しているいじめ等のアンケート調査について、第一回目の調査が終了しているか。

【調査結果】

「抱え込み」…全ての公立学校において、「抱え込み」の事案はなかった。
「アンケート調査」…市町村(学校組合)立学校で今年度一回目のアンケート等の調査が済んでいない学校が一部あった。(うち、6小中学校では個別面談等の手段で対応)。県立学校は全て実施済(そのうち特別支援学校2校で、実態に応じた個別面談等で調査)。

③学校におけるいじめ防止対策組織の構成員に関する調査

【調査目的・項目】

県立学校が設置している「いじめ防止対策組織」の機能強化等につなげるため、各校の外部人材を含む組織構成員について回答を依頼。

【調査結果】

ほとんどの学校で、スクールカウンセラー(SC)等の外部人材を含む組織を構成している。外部人材を含んでいない学校が1校(1課程)あり、その学校には配置しているSCを構成員とするよう依頼した。

④生徒指導資料「いじめに備える」の配付と活用の依頼

【配付物】

生徒指導支援資料5「いじめに備える」(国立教育政策研究所作成)…別添

【内容】

いじめに適切に対処できるよう、一連の流れを再確認するための「いじめの基礎知識」編や、教職員やPTAの研修会等で認識を共有するための「いじめに関する研修ツール」編などが紹介された冊子を配付。校内研修等で活用するよう依頼。

⑤いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応及び児童生徒の自殺予防について通知及び点検・報告の依頼

【点検項目(主なもの)】

- ・いじめが一定解消した後も、情報共有を行いながら見守っているか。
- ・「いじめ対策組織」において、適切な情報の集約がなされ、複数の教職員により共有されているか。
- ・全ての教職員が学校基本方針の内容を理解しているか。
- ・教職員の人権感覚を磨く校内研修を実施しているか。
- ・校内支援委員会や学年会が単なる情報共有に留まらず、具体的な手立てを見出す場となっているか。

【調査結果】

各市町村、県立学校からの報告を集約。取組が十分でないという報告はなかった。
※学校や市町村教育委員会に対して実効性のあるいじめ防止対策に取り組んでいるか、確認する機会となった。

⑥「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の一部見直しについて

【調査結果】

<集計中>